

立科町産後ケア事業のご案内

産後ケア事業は、出産後のママが安心して子育てが出来るように、ママの体や心のケア、赤ちゃんのお世話などについて、宿泊、日帰りまたは訪問で助産師などから支援を受けられるサービスです。



1. 対象者：下記の①と②に該当する方

- ① 立科町に住所のある、生後 1 歳までの赤ちゃんとお母さん。
- ② お母さんの体調不調や、育児不安等により、育児支援を必要とする方
※母子ともに、感染症の疑いや入院・治療の必要がある場合は利用できません。

2. 利用回数：宿泊型 原則 7 泊まで

通所型・訪問型いずれか 7 日まで

（心身の状況等により、加えて 7 泊または 7 日まで延長可）

3. 利用内容

種類	方法	支援内容
宿泊型	希望する施設に宿泊し、サービスを受ける	・ ママの身体・心理的ケア ・ 乳房ケアについての相談
通所型	希望する施設に日中通い、サービスを受ける	・ 赤ちゃんのお世話方法について相談 （沐浴、授乳、オムツ交換など）
訪問型	居宅で、助産師等の訪問によりサービスを受ける	・ 赤ちゃんの発育・発達についての相談など

4. 利用料

- ・ 利用料は利用施設が定めた利用料の 1 割（町負担は 9 割、ただし上限あり。上限を超えた場合は自己負担となります）。
- ・ 初診料、延長料、交通費、食事代・ミルク代・赤ちゃんのオムツセット・ベビー服代などは別途自己負担となります。

◆施設によって、利用できる種類、対象となる月齢や料金が異なります。

詳しくは、利用施設で確認ください。

5. 利用手順： **利用前に必ず申請ください**

申 請

- ・ 「立科町産後ケア事業利用申請書（様式 1 号）」を子育て保健係へ提出する。
※申請様式は立科町ホームページよりダウンロードできます。

- ・ 保健師が状況等を伺いご案内いたします。

利 用

- ・ 宿泊型は町から施設に予約連絡をします。
「立科町産後ケア事業利用承認通知書（様式第 2 号）」を持参する。
- ・ 通所型・訪問型は直接利用施設に申し込む。
「立科町産後ケア事業（通所型・訪問型）利用券（様式第 3 号）」を持参する。

6. 利用可能な施設

立科町が契約している施設 6 か所



	施設名	住 所	電 話	種類		
				宿泊	通所	訪問
佐久市	佐久市立国保 浅間総合病院	岩村田 1862-1	0267-67-2295	○	※ ○	
	佐久医療センター	中込 3400-28	0267-62-8181	○		
	(株) エール	猿久保 9-1	0267-88-8345		○	○
小諸市	浅間南麓 こもろ医療センター	相生町 3-3-21	0267-22-1070	○		
東御市	助産所 とうみ	鞍掛 198	0268-62-0168	○	○	
	しのはら助産院	滋野乙 2991-13	0268-62-2982		○	○

※出産した方のみ利用可

◆契約外施設での産後ケア事業利用には助成金があります



事前の申請は不要で、利用後に申請してください。

【申請方法】

- 1 産後ケア事業を利用した際の料金は、直接医療機関や助産所へお支払いください。
- 2 子育て保健係へ立科町産後ケア事業助成金申請の手続きをしてください。手続き後、指定の口座へ助成金を振り込みます。
- 3 利用日から 4 か月以内に申請ください。
- 4 助成額は、前ページ「4 利用料」の町負担の額に準じます。

【提出書類】

- 申請書（様式第 6 号）子育て保健係窓口または、ホームページに掲載
- 領収書
- 通帳：原則、産婦さん名義の口座



お問合せ：町民課 子育て保健係 電話：0267-88-8407 （保健師）